

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は前条第1項に定める期間の末日をもって終了する。

(命名権料)

第6条 本契約に基づく命名権料は、総額〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）、年額〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）とする。ただし、〇〇年度については、〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円）とする。

2 乙は、前項に定める命名権料について、甲が発行する請求書により、甲が定める納入期限（原則として、当該年度の5月31日）までに支払わなければならない。ただし、〇〇年度については、〇〇年〇月〇日までに支払わなければならない。

3 乙が前項に規定する日までに第1項に規定する金額を納付しないときは、納入期限の翌日から起算して支払った日までの日数に応じ、当該契約金に年3%の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払うものとする。

(サイン、案内看板等の設置)

第7条 乙は、甲の了承のもと、対象施設等及び甲の構内に別称等のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置することができる。

2 前項に定めるサイン等の具体的なサイズ、デザイン、設置箇所、設置方法及び掲示方法等については、甲の定める基準に基づき決定するものとする。

3 第1項に定めるサイン等の設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

4 第1項に定めるサイン等の所有権は乙に帰属するものとする。

5 本契約の契約期間の終了又は解除した場合は、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

6 乙が前項の原状回復を行わないときは、甲が原状回復を行い、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(サイン、案内看板等の管理)

第8条 前条第1項に定めるサイン等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担する。また、サイン等により損害が生じた場合の責任は、乙の負担とする。

(知的財産権)

第9条 乙が、別称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しない

ため又は履行に瑕疵があり、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 11 条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第 4 条第 1 項に定める契約期間中であっても、書面による意思表示をもって、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正な行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 本契約に定める条項に違反したとき。
- (4) 乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (6) 乙の都合等により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- (7) その他甲が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

2 乙が、前項第 6 号の規定により本契約を解除するときは、希望する契約解除日の 1 ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

(命名権料の返還)

第 12 条 甲は、前条の規定に基づき、本契約を解除したとき、乙が既に支払った命名権料は返還しないものとする。

(契約の変更)

第 13 条 甲及び乙は、やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議の上、契約内容を変更することができる。

(秘密の保持)

第 14 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も有効に存続する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 15 条 乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位及び本契約から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設置し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(疑義に関する協議)

第 16 条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 本契約に関する紛争に係る訴訟は、甲の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲と乙とが記名押印して各自1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都府中市晴見町3丁目8番1号
国立大学法人東京農工大学
学 長
千 葉 一 裕 印

乙